

お問い合わせは

鹿児島市すこやか長寿部		〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
介護保険課	要介護・要支援認定に関すること	TEL 099-216-1278
	保険料に関すること	TEL 099-216-1279
	サービスに関すること	TEL 099-216-1280
	介護保険財政に関すること	TEL 099-216-1277
		FAX 099-219-4559
長寿あんしん課	介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)、長寿あんしん相談センターに関すること	TEL 099-216-1186 FAX 099-224-1539
認知症支援室	認知症の支援に関すること	TEL 099-808-2805 FAX 099-224-1539

福祉支援部	谷山福祉課	〒891-0194 鹿児島市谷山中央4丁目4927番地 ※R9.1月～ 〒891-0146 慈眼寺町16番7号(仮設庁舎) TEL 099-269-8472 FAX 099-267-6555
	伊敷福祉課 福祉係	〒890-0008 鹿児島市伊敷5丁目15番1号 TEL 099-229-2113 FAX 099-229-6894
	吉野福祉課 福祉係	〒892-0871 鹿児島市吉野町3256番地3 TEL 099-244-7379 FAX 099-243-0816
	吉田保健福祉課	〒891-1392 鹿児島市本城町1696番地 TEL 099-294-1214 FAX 099-294-3352
	桜島保健福祉課	〒891-1415 鹿児島市桜島藤野町1439番地 TEL 099-293-2360 FAX 099-293-3744
	喜入保健福祉課	〒891-0203 鹿児島市喜入町7000番地 TEL 099-345-3755 FAX 099-345-2600
	松元保健福祉課	〒899-2792 鹿児島市上谷口町2883番地 TEL 099-278-5417 FAX 099-278-4097
	郡山保健福祉課	〒891-1192 鹿児島市郡山町141番地 TEL 099-298-2114 FAX 099-298-2916
桜島支所	東桜島総務市民課 〒891-1543 鹿児島市東桜島町863番地1 TEL 099-221-2111 FAX 099-221-2113	

鹿児島市ホームページアドレス <https://www.city.kagoshima.lg.jp>



市役所での手続き、イベント情報、施設案内などの簡易なお問い合わせは
鹿児島市総合案内コールセンター(サンサンコールかごしま)
電話:099-808-3333 FAX:099-808-2525

年中無休
あさ8時～よる7時

介護保険の苦情・相談について

- 介護保険のサービスに対する苦情や相談がある場合には、まず、事業者が施設の相談窓口にご相談ください。市役所の各相談窓口では、必要に応じて当事者間の調整や事業所等への助言を行います。また、鹿児島市を通じて、もしくは直接鹿児島県国民健康保険団体連合会(☎099-213-5122)へ相談することもできます。
- 介護保険の要介護・要支援認定や保険料の決定等に対して不服がある場合は、通知を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に鹿児島県に設置している「介護保険審査会」に審査請求をすることができます。また、市役所を経由して審査請求することもできます。

令和8年5月発行

ともに はぐくむ 介護保険

令和8年度版

わかりやすい利用の手引き

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



鹿児島市

介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていただけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

👉 令和8年度 介護保険制度改正のポイント

◆ 介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

- 施設サービスを利用したときの食費の基準費用額を変更。(令和8年8月から) …▶25ページ
- 特定入所者介護サービス費の限度額を変更。(令和8年8月から) …▶25ページ
- 介護保険料等の算定における年金収入等の基準額を変更。(令和8年4月から) …▶37ページ
- 介護サービス利用時の負担限度額等の判定における年金収入等の基準額を変更。(令和8年8月から) …▶25・35ページ

介護保険を動画で検索できます！

鹿児島市介護保険課のYouTubeで約30秒のショート動画を公開しています。



<動画の例>

- 介護認定の流れ
- 負担限度額認定
- 保険料の納め方

オンライン申請

マイナンバーカードとスマホでいつでも手続きできます。対象となる手続きなど詳しくは市ホームページをご確認ください。



鹿児島市 介護保険 オンライン申請

検索

今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。



もくじ

介護保険制度のしくみ

住み慣れた地域でいつまでも元気に …… P.4

サービス利用の手順

サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス …… P.6

サービス利用の流れ② 要介護認定の手順 …… P.8

サービス利用の流れ③ ケアプランの作成からサービス利用まで …… P.12

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスの種類と費用 …… P.14

① 自宅を中心に利用するサービス …… P.16

② 介護保険施設で受けるサービス …… P.24

③ 生活環境を整えるサービス …… P.26

地域支援事業(総合事業等)

総合事業 自分らしい生活を続けるために …… P.28

サービス・活動事業 …… P.29

一般介護予防事業 …… P.30

介護予防の4本柱～地域で元気に取り組みましょう～ …… P.31

認知症の方と家族を支える取組 …… P.32

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)のご案内 …… P.33

費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減 …… P.34

介護保険料の決まり方・納め方

社会全体で介護保険を支えています …… P.36

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料 …… P.36

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料 …… P.39

介護保険Q&A …… P.40

施設一覧

P.41

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護保険サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業等)

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)

費用の支払い

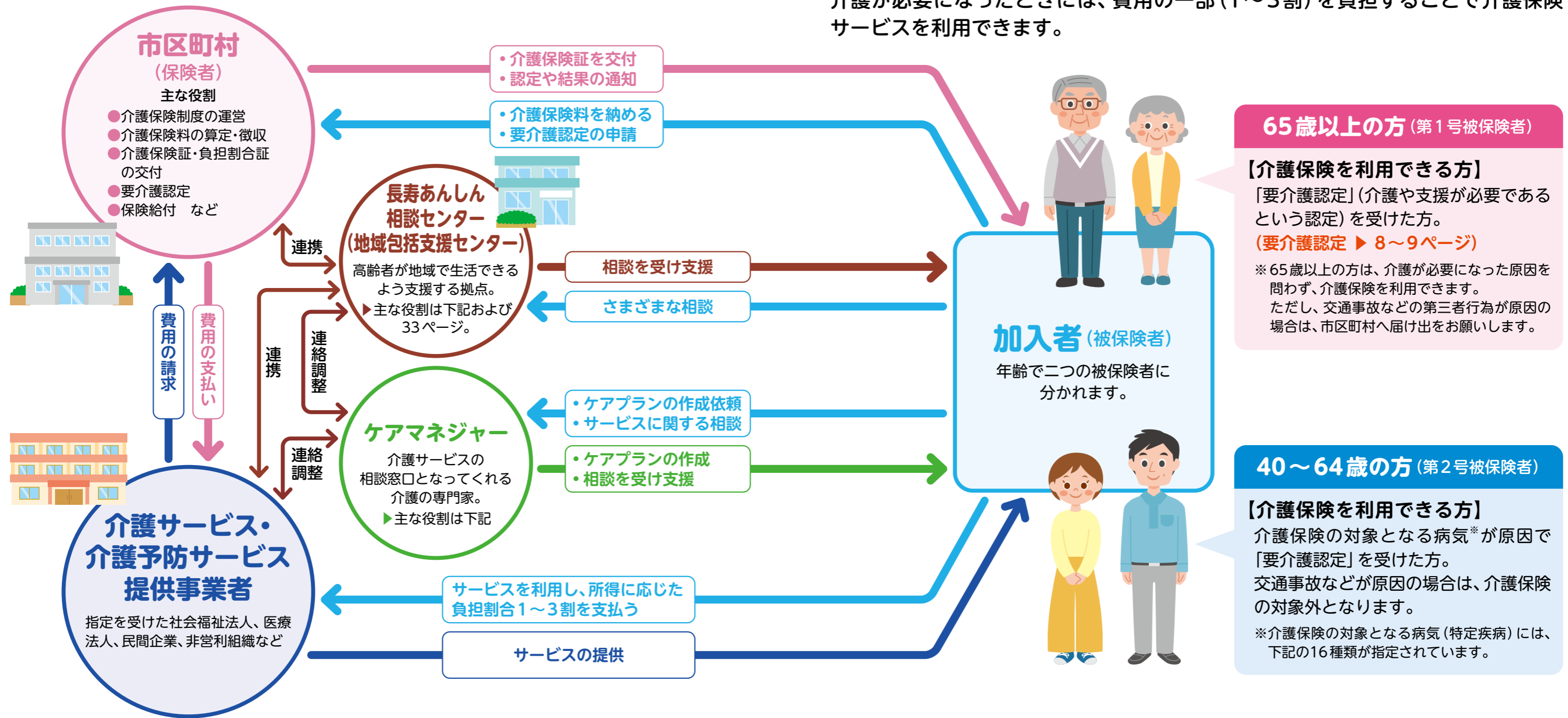
介護保険料の決まり方・納め方

施設一覧

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険制度のしくみ

介護保険制度のしくみ



「長寿あんしん相談センター (地域包括支援センター)」とは?

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの?】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人?

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

- 40~64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気 (特定疾病)**
- がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 関節リウマチ
 - 筋萎縮性側索硬化症
 - 後縦靭帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗鬆症
 - 初老期における認知症
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊髄小脳変性症
 - 脊柱管狭窄症
 - 早老症
 - 多系統萎縮症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス

サービス利用の手順

1 | 相談する

市区町村の窓口または長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)で、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ▶ 介護サービスが必要
- ▶ 住宅改修が必要



- ▶ 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない



- ▶ 介護予防に取り組みたい



2 | 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

認定 要介護認定を受ける

市区町村の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。

詳しくは ▶ サービス利用の流れ② (8～9ページ)

基本チェックリストによる判定を受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

要介護認定が非該当の方や、既に要支援認定を受けている方で認定更新をせずに引き続きサービス・活動事業のみの利用を希望される方は、基本チェックリストによる判定でサービスを利用できます。

※訪問型住民主体サービスおよび訪問型個別支援のみを利用する場合は、認定申請を行わずに、基本チェックリストによる判定を行うことができます。

詳しくは ▶ 28ページ



認定

3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

要介護1～5



要支援1・2



非該当

生活機能の低下がみられる(事業対象者*)

自立した生活が送れる

4 | 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

介護サービスを利用できます。

「介護サービス」は要介護1～5の方が利用できます。種類と費用は ▶ P.14～



介護予防サービスを利用できます。

「介護予防サービス」は、要支援1・2の方が利用できます。種類と費用は ▶ P.14～



総合事業

サービス・活動事業を利用できます。

「サービス・活動事業」は、要支援1・2の方、基本チェックリストによって、生活機能が低下していると判定された方(事業対象者)が利用できます。詳しくは ▶ P.29



一般介護予防事業を利用できます。

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が対象の事業です。詳しくは ▶ P.30



※事業対象者とは「サービス・活動事業」の対象者のことです。

サービス利用の手順

サービス利用の流れ③へ(▼12ページから)

サービス利用の流れ② 要介護認定の手順



サービス利用の手順

サービス利用の手順

1 申請する

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含む)

- ・長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- ✓ 要介護認定・要支援認定等申請書
市区町村の窓口に置いてあります。
- ✓ 介護保険被保険者証
(▶P.10参照)
- ✓ 医療保険の資格が確認できるもの

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号・直近の受診日を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

※「医療保険の資格情報画面(マイナポータルからダウンロード)」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」いずれかの提示が必要な場合があります。
※原則としてマイナンバーを記入します。その際はマイナンバー確認と本人または代理人の身元確認の書類等が必要です。

2 要介護認定

申請をすると、訪問調査等のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

訪問調査

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。(▶P.11参照)

主治医の意見書

市区町村の依頼により本人の主治医が意見書を作成します。

一次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。



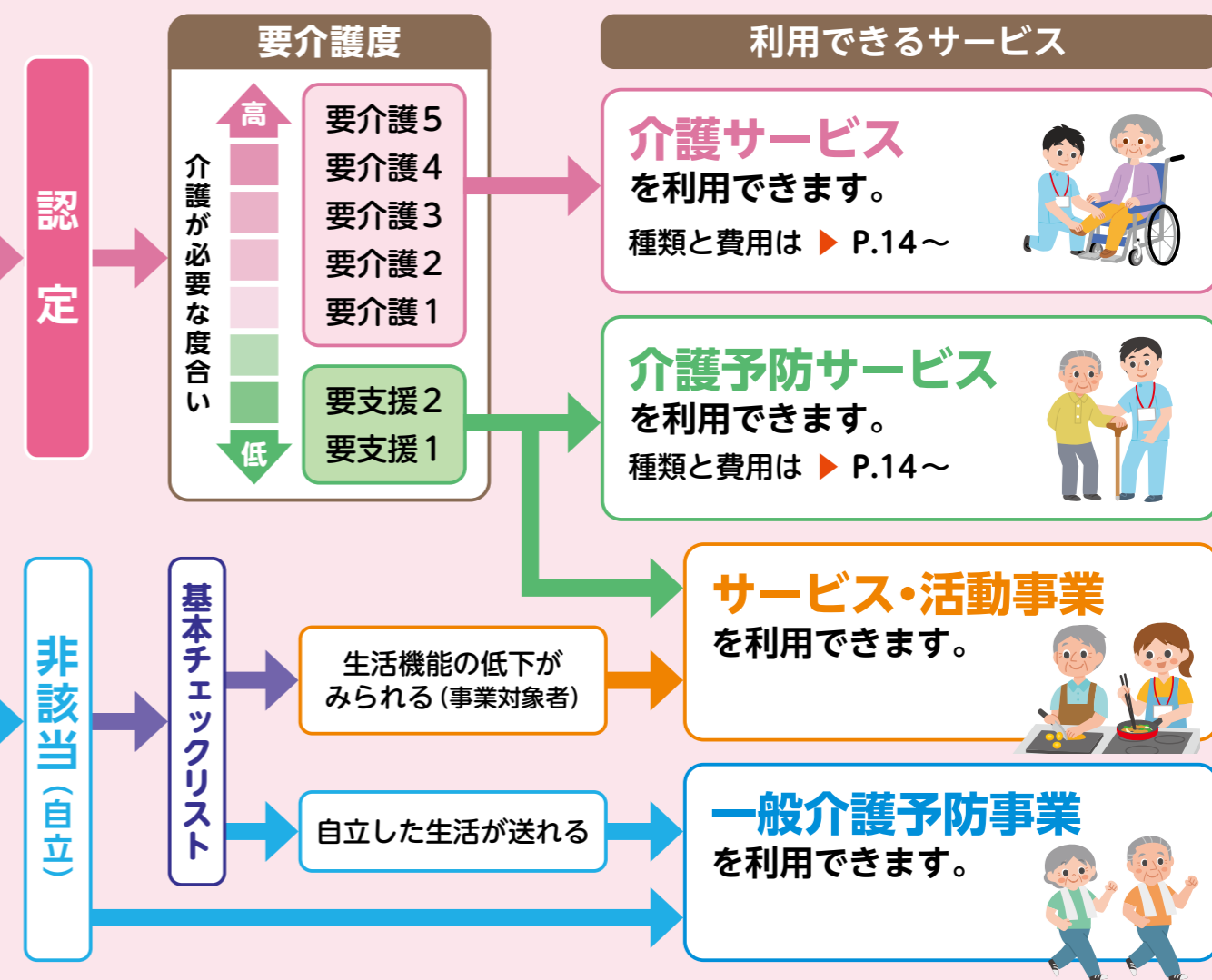
二次判定(認定審査)

一次判定や訪問調査の結果、主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。



3 結果の通知

結果の通知は申請から原則30日以内に届きます。「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「サービス・活動事業」を利用できます。



認定には有効期間があります

有効期間など要介護認定の結果は、介護保険証に記載されます。有効期間後もサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に更新の申請をしてください(介護が必要な度合いに変化がある場合は、認定の変更を申請してください)。

引き続き利用するには「更新申請」が必要です。



介護保険証 (介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。介護保険証を受け取ったら内容を確認して、大切に保管しておきましょう。

大切に保管
しましょう。

交付対象者

- **65歳以上の方**
 - ・1人に1枚交付されます。
 - ・65歳になったときや転入してきたときに交付されます。

必要なとき

- **40～64歳の方**
 - ・要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。
- ・要介護・要支援認定の申請をするとき
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき

など

負担割合証 (介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合 (1～3割) が記載されています。

交付対象者

要介護・要支援認定を受けた方、事業対象者に交付されます。

必要なとき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】
1年間 (8月1日～翌年7月31日)

大切に保管
しましょう。

負担割合 (1～3割) が
記載されます。

▶ 負担割合に関して、詳しくは34ページ。

介護保険証、負担割合証はイメージです。市区町村により内容や色が異なります。

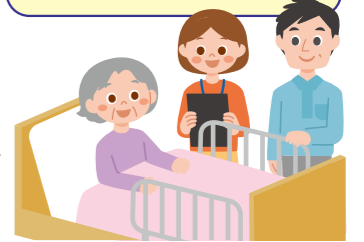
「訪問調査」とは？

訪問調査では「片足で立っていただけるか」「何かにつかまらないうで起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目を調査員 (市区町村の職員や委託されたケアマネジャー等) が質問します。

【訪問調査を受けるときのポイント】

- 本人だけでなく、介護している方が同席する
- 24時間通しての様子を伝える (夜間の様子なども伝える)

伝えたいことを事前に
まとめておきましょう。



概況調査

特記事項

調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

基本調査

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| ● 麻痺などの有無 | ● 洗身 | ● 意思の伝達 |
| ● 拘縮の有無 | ● つめ切り | ● 記憶・理解 |
| ● 寝返り | ● 視力・聴力 | ● 問題行動 |
| ● 起き上がり | ● 移乗・移動 | ● 薬の内服 |
| ● 座位保持 | ● えん下・食事摂取 | ● 金銭の管理 |
| ● 両足での立位保持 | ● 排泄 | ● 日常の意思決定 |
| ● 歩行 | ● 清潔 | ● 買い物・簡単な調理 |
| ● 立ち上がり | ● 衣服の着脱 | ● 過去14日間にうけた医療 |
| ● 片足での立位 | ● 外出頻度 | ● 日常生活自立度 |

要介護と要支援の違い

要介護認定の結果は、「自立」、「要支援1・2」、「要介護1～5」のいずれかになります。結果によって利用できるサービスなどに違いがあります。

要介護と要支援とでは利用できるサービスやサービス利用の手順が異なります。

要介護度	利用できるサービスと利用手順
高	
要介護5	
要介護4	【利用できるサービス】 ● 介護サービス
要介護3	【サービスの利用手順】 ● 居宅介護支援事業者のケアマネジャーとケアプランを作成 ● 施設に入所してケアプランを作成
要介護2	
要介護1	
介護が必要ない	
要支援2	【利用できるサービス】 ● 介護予防サービス ● サービス・活動事業
要支援1	【サービスの利用手順】 ● 長寿あんしん相談センター (地域包括支援センター) や居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成
低	
非該当 (自立)	地域支援事業 ※基本チェックリストの結果、事業対象者となった方は、サービス・活動事業を受けられます。



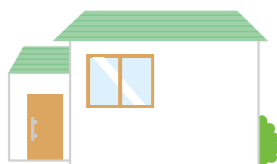
サービス利用の流れ③ ケアプランの作成から サービス利用まで

サービス利用の手順

サービス利用の手順

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい



1 居宅介護支援事業者に連絡

- 市区町村などが発行する事業者一覧のなかから **居宅介護支援事業者** (ケアマネジャーを配置しているサービス事業者) を選び、連絡します。
- 担当の **ケアマネジャー** が決まります。



2 ケアプラン※¹を作成

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

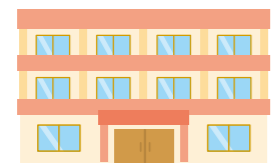


3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- ケアプランにそって **介護サービス** (▶P.16～) を利用します。



介護保険施設へ
入所したい



1 介護保険施設に連絡

入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



2 ケアプラン※¹を作成

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

ケアプランにそって介護保険の **施設サービス** (▶P.24) を利用します。



要支援1・2の方

1 長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)等に連絡

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)または居宅介護支援事業者※に連絡、相談をします。

※介護予防支援の指定を受けている事業所



2 介護予防ケアプラン※¹を作成

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)や居宅介護支援事業者のケアマネジャー等と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- 介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス・活動事業** (▶P.17～) および **サービス・活動事業** (▶P.29) を利用します。



事業対象者

1 長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)に連絡

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)に連絡します。

2 介護予防ケアプラン※¹を作成

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)の職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- 介護予防ケアプランにそって **サービス・活動事業** (▶P.29) を利用します。



サービス事業者と契約する際の注意点

- 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっている
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。



通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう。

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援1・2と認定された方および事業対象者は長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)等に連絡します。

※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスの種類

- 
▶ P.16~18
自宅を訪問してもらう

- 
▶ P.19~20
施設に通って利用する

- 
▶ P.21
短期間施設に泊まる

- 
▶ P.22
通いを中心とした複合的なサービス

- 
▶ P.22~23
自宅から移り住んで利用する

- 
▶ P.24
介護保険施設に移り住む

- 
▶ P.26~27
生活する環境を整える


各サービスの見方

利用できる要介護度を示します。

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護1~5 要支援1・2 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

このマークのついたサービスは地域密着型サービスです。原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できます。

症と診断された方が食事・入浴など養や支援、機能訓練を日帰りで受けれます。

自己負担(1割)のめやす[7~8時間未満の利用の場合]			
要支援1	861円	要介護3	1,210円
要支援2	961円	要介護4	1,319円
要介護1	994円	要介護5	1,427円
要介護2	1,102円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかです。(▶P.34参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護1~5 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



要支援1・2 介護予防支援

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)の職員やケアマネジャーなどに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)

※小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

ケアプランの作成例(要介護1の方の例)

要望 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護		通所リハビリ	訪問介護	
午後							

足の筋力回復のための機能訓練を行う。外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、日常動作のリハビリ。

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



介護保険サービスの種類と費用

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。



自宅を訪問してもらう

日常生活の手助けを受ける

要介護1~5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分~30分未満	244円
	30分~1時間未満	387円
生活援助 中心	20分~45分未満	179円
	45分以上	220円

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

※要支援の方は利用できません。

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	97円
-------------	-----

！ ご注意ください! 以下のサービスは、介護保険の対象となりません。

- **利用者以外の家族のための家事**
 - ・利用者以外の家族のための洗濯、調理、布団干し
 - ・自家用車の洗車、掃除
 - ・来客の応対
 - ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除 など
- **日常生活の家事の範囲を超えるもの**
 - ・花木の水やり、草むしり
 - ・話し相手のみ、留守番
 - ・ペットの世話
 - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- **金銭・貴重品の取り扱い**
 - ・預金の引き出し、預け入れ
- **リハビリや医療行為**
- **利用者本人が不在のとき**



ヘルパーさんになんでもお願いできるわけではありません

給付対象外 のお願いを しないために

どのようなサービスを希望するのか、そのサービスが介護保険の対象になるのかなど、ケアプランを作成するときにケアマネジャーと具体的に話し合い、確認しましょう。



自宅を訪問してもらう

自宅で入浴の介助を受ける

要介護1~5 要支援1~2

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす
【1回あたり】

要支援 1・2	856円	要介護 1~5	1,266円
---------	------	---------	--------



自宅で看護を受ける

要介護1~5 要支援1~2 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす

要介護度	病院・診療所から		訪問看護ステーションから	
	20分~30分未満	30分~1時間未満	20分~30分未満	30分~1時間未満
要支援 1・2	382円	553円	451円	794円
要介護 1~5	399円	574円	471円	823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



自宅でリハビリをする

要介護1~5 要支援1~2

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	要支援 1・2	298円
	要介護 1~5	308円



介護や支援が必要になっても
自分でできることは自分で!

自分でできることまで介護サービスに頼ると、徐々に身体機能が低下し、状態は悪化してしまいます。ケアプランを作成する時からできないことだけを介護サービスで補うことにして、自分でできることは自分で行い、できることを増やすことを目指しましょう。

家族の方が介護する場合も、本人のためにも本人ができないことだけを支援するようにしましょう。

買い物などもできるうちはなるべく積極的に行いましょう。



お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1~5 要支援1・2

居宅療養管理指導
(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者
1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円



夜間に訪問介護を受ける

要介護1~5 地域密着型サービス 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。



自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

1カ月	989円
-----	------

※要支援の方は利用できません。

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護1~5 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護1	5,446円	7,946円	基本対応 989円
要介護2	9,720円	12,413円	
要介護3	16,140円	18,948円	
要介護4	20,417円	23,358円	
要介護5	24,692円	28,298円	

※要支援の方は利用できません。

介護公表 検索



介護サービス情報公表システム
二次元バーコード

事業者を選ぶために...

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用を試みることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1~5

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。(利用するメニューによって費用が加算されます)

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護1	658円	要介護4	1,023円
要介護2	777円	要介護5	1,148円
要介護3	900円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1~5 地域密着型サービス 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
【7~8時間未満の利用の場合】

要介護1	753円	要介護4	1,172円
要介護2	890円	要介護5	1,312円
要介護3	1,032円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

介護予防が大切なのはなぜ?

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。できることはなるべく自分でいき、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。積極的なリハビリを行うことで、要介護度が改善することは、決して珍しいことではありません。

自分らしい生活へ

- ↑ 外出するの楽しくなった
- ↑ できることが増えてきた
- ↑ できることは自分で



施設に通ってリハビリをする

施設に通ってリハビリをする

要介護1~5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。
(利用するメニューによって費用が加算されます)

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	762円	要介護 4	1,215円
要介護 2	903円	要介護 5	1,379円
要介護 3	1,046円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。



要支援1~2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。
(利用するメニューによって費用が加算されます)

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,268円	要支援 2	4,228円
-------	--------	-------	--------

※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護1~5 要支援1~2 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満の利用の場合】

要支援 1	861円	要介護 3	1,210円
要支援 2	961円	要介護 4	1,319円
要介護 1	994円	要介護 5	1,427円
要介護 2	1,102円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。



リハビリの専門家ってどんな人?

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

理学療法士:日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士:日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士:音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

短期間施設に泊まる

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護1~5 要支援1~2

短期入所生活介護【ショートステイ】

(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	529円	451円	451円
要支援 2	656円	561円	561円
要介護 1	704円	603円	603円
要介護 2	772円	672円	672円
要介護 3	847円	745円	745円
要介護 4	918円	815円	815円
要介護 5	987円	884円	884円



医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1~5 要支援1~2

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	624円	579円	613円
要支援 2	789円	726円	774円
要介護 1	836円	753円	830円
要介護 2	883円	801円	880円
要介護 3	948円	864円	944円
要介護 4	1,003円	918円	997円
要介護 5	1,056円	971円	1,052円



※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室(部屋のタイプ)について	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
	リビングスペース(共同生活室)を併設している個室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋	リビングスペースを併設していない個室	定員2人以上の相部屋

介護保険サービスの種類と費用



通いを中心とした複合的なサービス

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護1~5 要支援1・2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,450円	要介護 3	22,359円
要支援 2	6,972円	要介護 4	24,677円
要介護 1	10,458円	要介護 5	27,209円
要介護 2	15,370円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護1~5 地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	12,447円	要介護 4	27,766円
要介護 2	17,415円	要介護 5	31,408円
要介護 3	24,481円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

有料老人ホームなどに入居している方がサービスを受ける

要介護1~5 要支援1・2

特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)の場合】

要支援 1	183円	要介護 3	679円
要支援 2	313円	要介護 4	744円
要介護 1	542円	要介護 5	813円
要介護 2	609円		

※費用は施設の種類のサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

自宅から移り住んで利用する

地域の小規模な有料老人ホームなどでサービスを受ける

要介護1~5 地域密着型サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	546円	要介護 4	750円
要介護 2	614円	要介護 5	820円
要介護 3	685円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護1~5 要支援2 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円	要介護 3	812円
要介護 1	753円	要介護 4	828円
要介護 2	788円	要介護 5	845円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援1の方は利用できません。

地域の小規模な介護老人福祉施設でサービスを受ける

要介護3~5 地域密着型サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	828円	745円	745円
要介護 4	901円	817円	817円
要介護 5	971円	887円	887円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。
※要支援の方は利用できません。

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

介護保険サービスの種類と費用

自宅から移り住んで利用する

②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



生活介護が中心の施設

要介護3～5

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護4	約26,580円	約24,060円	約24,060円
要介護5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
要介護2	約25,440円	約22,890円	約25,290円
要介護3	約27,390円	約24,840円	約27,240円
要介護4	約29,040円	約26,490円	約28,830円
要介護5	約30,540円	約27,960円	約30,360円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1～5

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	約25,500円	約21,630円	約24,990円
要介護2	約28,800円	約24,960円	約28,290円
要介護3	約35,970円	約32,100円	約35,460円
要介護4	約39,000円	約35,160円	約38,490円
要介護5	約41,760円	約37,890円	約41,250円

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室などの違いについて▶P.21参照)

※要支援の方は利用できません。

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の1～3割} + \text{居住費(滞在費)} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

変更ポイント

食費の基準費用額を変更(令和8年8月から)

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費	
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	令和8年7月まで	令和8年8月から
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円*(915円)	1,445円	1,545円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※室料が徴収される場合は697円。

●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

変更ポイント

所得の状況および限度額を変更(令和8年8月から)

●給付を受けるには、市区町村へ毎年申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況*1	預貯金等の資産*2の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円 [600円]
	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下					
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円 [1,000円]
	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下					
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円 [1,300円]
	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下					

利用者負担段階	所得の状況*1	預貯金等の資産*2の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円 [600円]
	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下					
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	680円 [1,030円]
	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下					
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,470円	1,470円	1,470円(980円)	430円*3 (530円)	1,420円 [1,360円]
	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下					

上記に該当しない場合でも、施設入所(ショートステイを除く)に係る食費・居住費の負担により生活困難となる場合は、一定の要件を満たせば第3段階②に変更できる場合があります。

()内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

※3 室料が徴収される場合は530円。

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

③生活環境を整えるサービス



生活する環境を整える

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸与の対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をともなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く)	×	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。
・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
・事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う

申請が必要です

要介護1～5 要支援1・2

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ・排せつ予測支援機器
・簡易浴槽
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- ・固定用スロープ(工事をともなわないもの)
- ・歩行器(歩行車を除く)
- ・歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。
(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

貸与と購入を選択できます。



生活する環境を整える

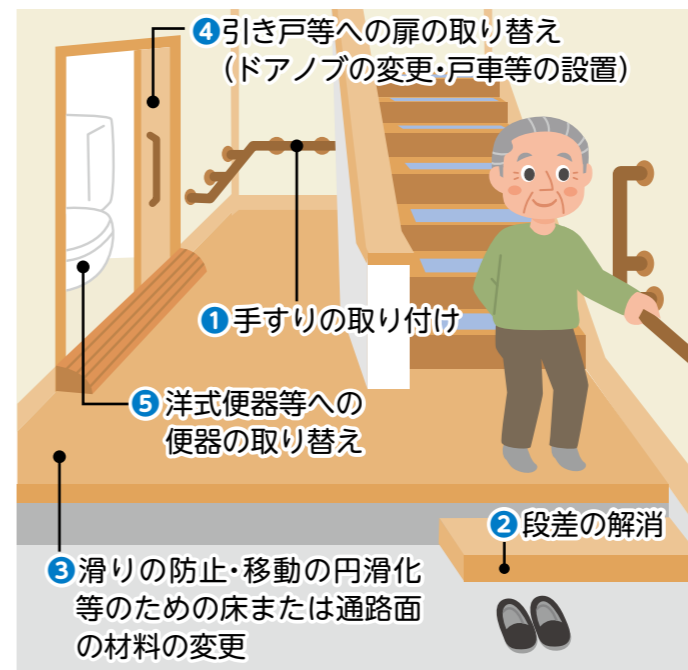
より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

要介護1～5 要支援1・2 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
(費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口に相談しましょう。



対象の住宅改修

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取り替え
- 5 洋式便器等への便器の取り替え
- 6 その他1～5に伴い必要な住宅改修

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額/20万円(原則1回限り)
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

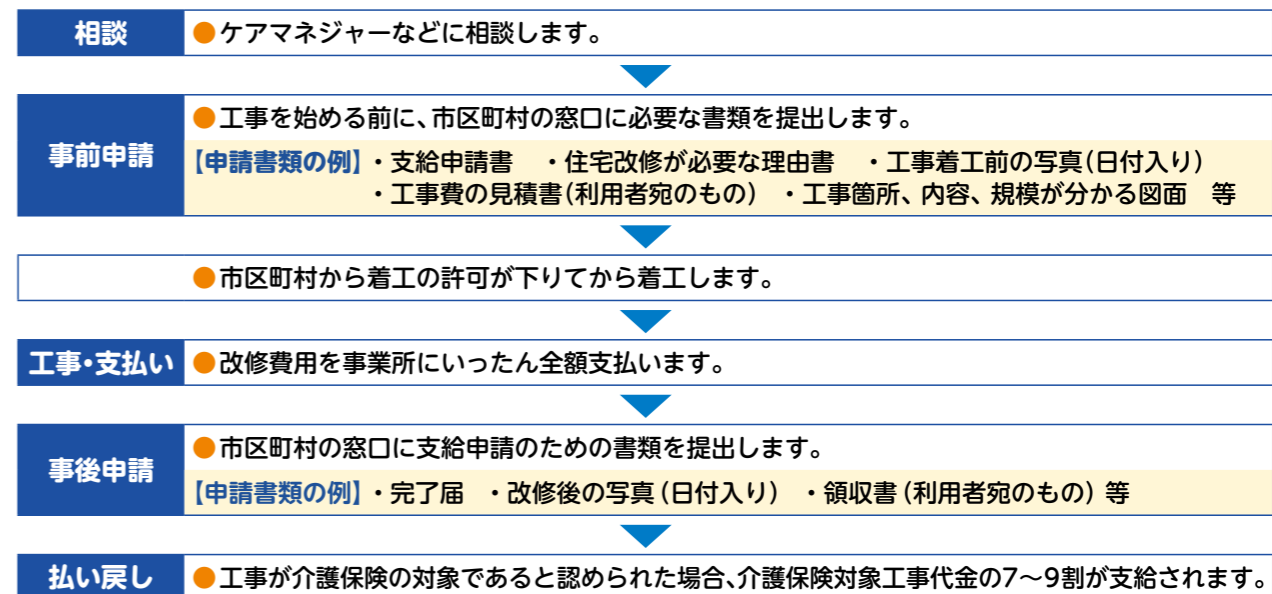
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。



●手続きの流れ【償還払い(後から払い戻される)の場合】

事前と事後に申請が必要です



介護保険サービスの種類と費用

総合事業 自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**サービス・活動事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

サービス・活動事業

一般介護予防事業

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**サービス・活動事業**を利用できます。

要介護認定が非該当の方や、既に要支援認定を受けている方で認定更新をせずに引き続きサービス・活動事業のみの利用を希望される方は、基本チェックリストによる判定でサービスを利用できます。

※訪問型住民主体サービスおよび訪問型個別支援のみを利用する場合は、認定申請を行わずに、基本チェックリストによる判定を行うことができます。

総合事業のポイント

総合事業を利用するには

まずは、長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)または、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト(一部抜粋)

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか
- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか

生活機能の低下が気になったら長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)に相談しましょう。

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



サービス・活動事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。

- 対象者**
- 要支援1・2の方
 - 基本チェックリストにより事業対象者となった方

介護予防ケアマネジメント

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)の職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、介護予防ケアプランを作成します。

訪問型サービス

名称	サービス内容	自己負担のめやす
予防型訪問介護	生活援助 ・調理、洗濯、掃除の支援など 身体介護 ・食事、入浴、排せつの介助など	週1回程度 1カ月 1,176円
		週2回程度 1カ月 2,349円
		週2回程度を超える*1 1カ月 3,727円
生活支援型訪問介護	生活援助 ・調理、洗濯、掃除の支援など 市の研修修了者も従事する場合があります。	週1回程度 1カ月 929円
		週2回程度 1カ月 1,858円
		週2回程度を超える*1 1カ月 2,787円
訪問型住民主体サービス	生活援助 ・調理支援、ゴミ出し、買物など ボランティア団体による支援です。詳しくは市ホームページをご覧ください。	※利用料金(利用者負担金)は、各団体により異なります。 ※利用の際は、利用申込が必要です。
訪問型個別支援	閉じこもり、認知症、うつ予防に関する保健師による個別支援	※利用にかかる自己負担はありません。

通所型サービス

名称	サービス内容	自己負担のめやす
予防型通所介護 (主に6～7時間程度) ※半日もあります。	食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援など	要支援1、事業対象者 1カ月 1,798円
		要支援2、事業対象者 1カ月 3,621円
ミニデイ型通所介護 (3時間程度)	日常生活上の支援や運動・レクリエーション 市の研修修了者も従事する場合があります。	要支援1、事業対象者 1カ月 1,414円
		要支援2、事業対象者 1カ月 2,828円
運動型通所介護 (2時間程度)	運動器の機能向上のための支援	1回 366円 ・送迎を含む

*1 要支援1の人は利用できません。

一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。

対象者 65歳以上のすべての方

■よかよか元気クラブ

住民が主体となって概ね週1回活動する集まりで、住み慣れた身近な地域で「鹿児島よかよか体操」を中心とした健康づくりを行います。

鹿児島よかよか体操▶



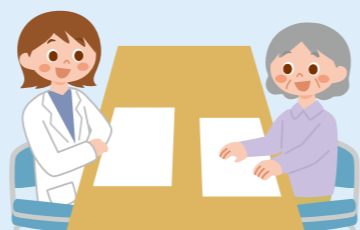
■お達者クラブ

地域の公民館等で、体操や健康講座、創作活動などの介護予防活動を行います。



■健康教育

生活習慣病予防、フレイル予防、介護予防、認知症予防について、健康教育を行います。



■健康相談

心身の健康や介護予防などに関して、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門職が個別の相談に応じます。

■一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室

高齢者の介護予防のため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を目的とした複合型教室を開催します。



■高齢者いきいきポイント

鹿児島市社会福祉協議会が募集・管理するボランティア活動や障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動、健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進します。（ただし、要支援・要介護認定を受けていない方が対象となります。）

介護予防の4本柱～地域で元気に取り組みましょう～

●介護が必要になった原因

脳卒中、転倒骨折、認知症が介護が必要になる主な原因になっています。脳卒中発症の危険因子は、生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症など）です。生活習慣病、転倒骨折、認知症の予防は、介護予防にもつながっています。

（高齢者等実態調査集計結果報告書（R5年3月鹿児島市））



介護予防に取り組みましょう

1 運動 転倒骨折予防

「健康寿命」を延ばすためには転倒しないことが重要です。ウォーキングや体操、筋力トレーニングを生活に取り入れましょう。

転倒骨折を予防するためのポイント

- 日常生活の中で、体を動かす機会を積極的に作りましょう。
- 転ばないための環境整備を行い、用具を適切に選びましょう。



2 バランスのよい食事 低栄養予防

食欲がわかない、料理が面倒、単品の食事で済ませてしまう…なんてことはありませんか？このような食事が続くと、**栄養不足**から**筋力が衰え**、また、運動量が減ると**食欲が減退**し、ますます低栄養状態が進むなど、**悪循環「フレイル（心身の衰え）サイクル」**に陥ってしまいます。低栄養を予防するため、日ごろからいろいろな食品をまんべんなく、毎日の食事に取り入れましょう。



3 口腔ケア 口腔機能低下予防

「食べる」「話す」「笑う」「呼吸する」など、口腔機能は、私たちが生きていく上で重要な役割を果たしています。口腔機能が低下し固いものがかみにくくなると、食べられる物が少なくなることによって**低栄養**を引き起こしたり、うまく飲み込めずに食べ物などが気管に入り、**誤嚥性肺炎**になることもあります。

口腔機能の低下を予防するためのポイント

お口の体操がおすすめです。食事前に行うと効果的で、食べ物をスムーズに飲み込む手助けをしてくれます。お口の健康は全身の健康にもつながっています。かかりつけ歯科で定期的に診てもらいましょう。



4 社会参加 地域社会に参加することで脳の活性化を促進

最近の研究で「運動・ボランティア・趣味グループ等への**社会参加率が高い**地域ほど、転倒や認知症やうつなどの**リスクが低い**傾向がみられる。」と報告されています。身近な通いの場や趣味グループに参加しましょう。



（厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて」資料から引用）

～認知症の方と家族を支える取組～

かごしま市認知症おうえんナビ

- 認知症クイズ
- 講座・イベント情報
- 気になる症状チェック



- 相談先案内
- 予防10か条



今すぐアクセス!



主な取組	内容
1 認知症等見守りメイト(認知症等見守りメイト養成講座) 	認知症等見守りメイト(ボランティア)が、認知症の方や認知症と思われる高齢者等の見守りや声掛け、話し相手等を行います。ご利用には、申し込みが必要です。 認知症等見守りメイトとして活動したい方は、養成講座(1日の講義)を受講していただきます。
2 認知症介護教室 	認知症の方を介護する家族や認知症の方への接し方を学びたい方のための講座です。参加者同士の交流会もあります。
3 チームオレンジ 	認知症の方とその家族、市の指定する講座を修了したサポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援等を行うボランティア団体を「チームオレンジ」として認定し、運営を支援します。
4 認知症おかえりサポートシステム 	市のLINE公式アカウントを活用し、認知症などにより行方不明となった利用登録者の情報を協力サポーターに配信することで、行方不明者の早期発見につなげます。 ・事前利用登録のすすめ! 行方不明になる前に… 「家族等が行方不明になったら心配」という方は、認知症支援室または、長寿あんしん相談センターまでお問い合わせください。
5 GPS加入経費等の助成 	在宅の認知症高齢者等が行方不明になることを防ぐため、GPS位置情報サービスを利用する家族等に加入経費の一部を助成します。
6 認知症介護の電話相談(認知症の人と家族の会) 	介護の不安や悩み、仕方などについての相談が無料でできます。 ・電話番号:099-257-3887 ・相談日時:月～金 ※祝日・年末年始を除く 9時～17時
7 認知症カフェ 	認知症の方や家族、地域の方など、どなたでも気軽に相談等ができる場所です。(カフェの情報は市のホームページからご覧いただけます。)
8 本人ミーティング・家族交流会 	認知症の当事者同士が、それぞれ同じ立場の方と語り合うことで、悩みや不安などを少しでも軽減させるための交流会です。

※①～③の詳細は長寿あんしん相談センター本部(☎813-1040)もしくは各センター(P.41)に、④～⑦の詳細は認知症支援室(☎808-2805)、⑧の詳細は長寿あんしん相談センター本部にお問い合わせください。

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)のご案内

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)は高齢者の総合相談窓口です

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)は、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとの対応のほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。

※『長寿あんしん相談センター』は、地域包括支援センターの愛称です。



長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)が行っている主な支援

自立した生活ができるよう介護予防をすすめます

要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者や要支援認定者が要介護状態にならないように、心身の状態の改善に向けた介護予防ケアプラン等の作成を行います。



介護に関する悩みなどさまざまな相談に応じます

高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、さまざまな相談を受け付けています。



高齢者のみなさんの権利を守ります

高齢者の権利擁護のための実態調査や成年後見制度の普及、活用のための取組を行います。



暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービス事業者や医療・行政機関のネットワークづくりを進めています。また、主任ケアマネジャーが地域のケアマネジャーの支援・指導を行い、質の高いサービス提供に努めます。



お気軽に近くの 長寿あんしん相談センター (地域包括支援センター) (P.41)

にご相談ください。

なお、相談はオンラインでも受け付けています。

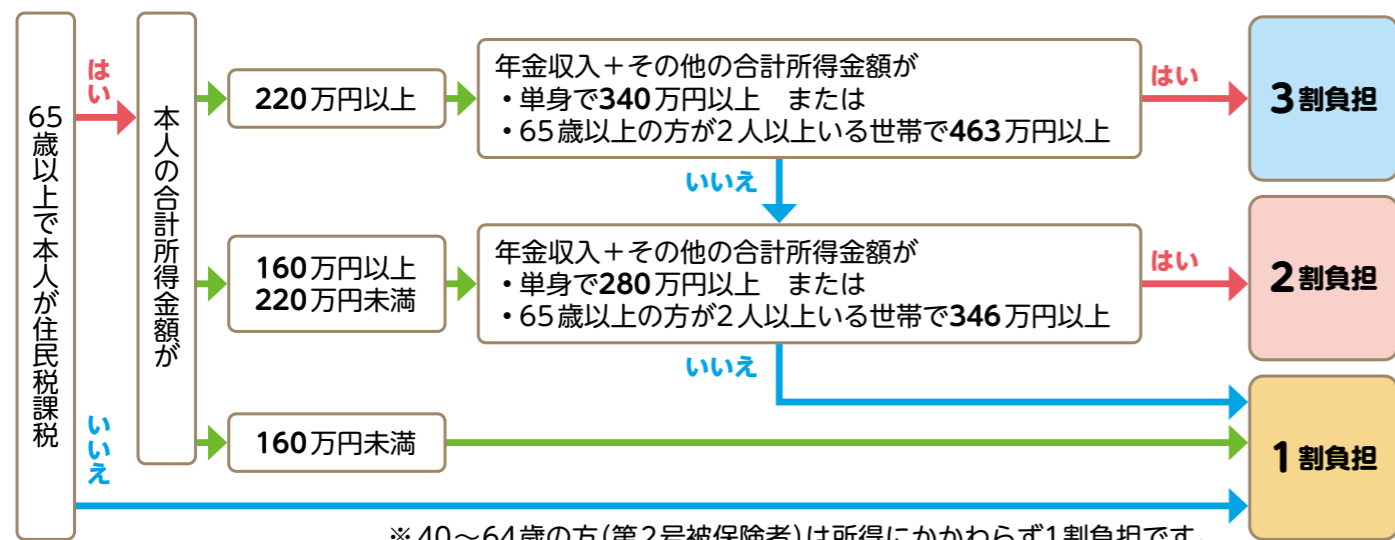


自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

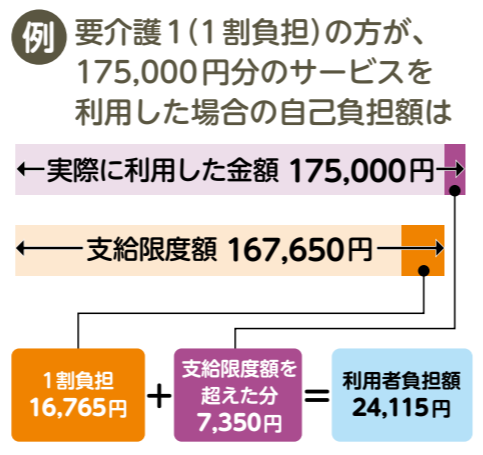
介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。



自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下表の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、介護保険の窓口への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

変更ポイント 区分の基準額を変更(令和8年8月から)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上の方がいる世帯	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の65歳以上の方がいる世帯	93,000円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円※以下の方	15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

※令和8年8月より82万6,500円になります。

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、医療保険の窓口への申請が必要です。
- 国民健康保険または後期高齢者医療保険と介護保険に加入し、支給対象となる方には、申請のご案内をお送りします。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
所得 901万円超	212万円
所得 600万円超～901万円以下	141万円
所得 210万円超～600万円以下	67万円
所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※所得とは、基礎控除後の総所得金額等のことです。

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上690万円未満	141万円
課税所得 145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	31万円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅰ ※介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。	19万円

65歳以上の方の(第1号被保険者)介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

特別徴収

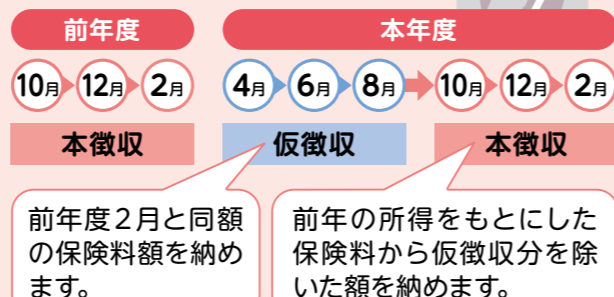
年金が年額**18万円以上**の方
→年金から**【天引き】**になります



●介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。

●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から介護保険料が天引きになります。



前年度2月と同額の保険料額を納めます。

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった

など

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方
→**【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます



- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

申込み方法
(3種類)

- 1 スマートフォン・パソコンで登録(対応金融機関のみ)
- 2 市役所または金融機関窓口
- 3 申込書を郵送(申込書が必要な場合は市役所へご連絡ください)

※申込み月の翌月以降の納期分から、口座振替が始まります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で振替できない場合があります。



介護保険料をスマートフォン決済アプリで支払いできるようになりました!

対象スマートフォン決済アプリ PayPay・PayB・支払秘書・モバイルレジ

いつから特別徴収へ切り替わるの?

現在普通徴収の方で、新たに年金を受け取ることになった方や他の市町村から転入してこられた方は、年金保険者から鹿児島市へ通知があった月によって、特別徴収の開始月が右表のとおりとなります。

- ※6月から特別徴収が開始する方はその年度は6・8・10・12・2月の5回分の年金で納めます。
- ※8月から特別徴収が開始する方はその年度は8・10・12・2月の4回分の年金で納めます。
- ※10月から特別徴収が開始する方はその年度は6・7・8・9月は普通徴収で納付し、残りを10・12・2月の年金で納めます。

介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくな**ったりします。

介護保険料の減免について

第1号被保険者(65歳以上の方)が次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難と認められる場合、申請に基づいて保険料の減免を受けることができます。

- 1 災害等により住宅等に損害を受けた場合
- 2 世帯の生計維持者の収入が、失業(自己都合や定年退職を除く)、重度の障害、長期入院、干ばつ、冷害等による農作物の不作等により著しく減少した場合
- 3 所得段階が第2段階から第5段階で、世帯の収入・資産の状況が生活保護基準以下であると認められる場合

40~64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料

40~64歳の方の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決め方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分、後期高齢者支援分、子ども・子育て支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分、後期高齢者支援分、子ども・子育て支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40~64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

鹿児島市へ年金保険者から通知のあった月	令和8年 4月	令和8年 6月・8月・10月	令和8年 12月	令和9年 2月	令和9年 4月
特別徴収の開始月	令和8年 10月	令和9年 4月	令和9年 6月	令和9年 8月	令和9年 10月

※普通徴収から特別徴収への切り替えには半年から1年程度かかります。

介護保険



Q 介護保険には、加入しなくてもいいのですか？

40歳以上のすべての方が加入します。また加入は自動的に行われ、手続きは必要ありません。介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え合う仕組みです。介護保険サービスを利用する、しないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入することになります。

A

Q サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか？

医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険料は、介護保険サービスの費用をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

A

Q 交通事故が原因で介護が必要となった場合、介護保険サービスは利用できますか？

65歳以上(第1号被保険者)の方は、介護が必要となった原因を問わず、要介護認定を受ければ介護保険サービスを利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。
40～64歳(第2号被保険者)の方は、特定疾病を原因として介護が必要となり、要介護認定を受けた方がのみが介護保険サービスを利用できます。

A

Q 認定の申請をしましたが、結果が出る前にサービスは利用できますか？

暫定プランによりサービスを利用できます。ただし、認定結果によっては非該当になる場合や介護保険で利用できるサービスの支給限度額が変わる場合がありますので、ケアマネジャーとよく相談し、サービスを利用してください。

A

Q 現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか？

退院後に在宅で介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望する場合は申請できます。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。

A

Q 本人の状態が変化した場合、認定結果を変更してもらうことはできますか？

介護の必要な度合いが変わった場合などには、要介護度の区分変更申請ができます。

A

Q 施設に入所するにはどうすればいいのですか？

施設への入所を希望する場合は、施設に直接お申し込みください。

A

●鹿児島市長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)

要支援1・2と認定された方・事業対象者の方 ※予防ケアプラン等作成相談窓口

番号	センター名	郵便番号	所在地	電話番号
1	鹿児島市地域包括支援センター中央	892-0835	城南町32番11号	099-219-4061
2	鹿児島市地域包括支援センター上町	892-0805	大竜町3番17号	099-219-4815
3	鹿児島市地域包括支援センター鴨池北	890-0063	鴨池2丁目25番1-11号 (中央保健センター2階)	099-812-8825
4	鹿児島市地域包括支援センター鴨池南	890-0072	新栄町1番11号	099-813-0880
5	鹿児島市地域包括支援センター城西	890-0042	薬師1丁目16番9号	099-813-0130
6	鹿児島市地域包括支援センター武・田上	890-0034	田上3丁目13番2号	099-284-0620
6	鹿児島市地域包括支援センター武岡	890-0031	武岡5丁目17番8号	099-298-5801
7	鹿児島市地域包括支援センター谷山北	891-0106	自由ヶ丘1丁目1番8号	099-284-5320
7	鹿児島市地域包括支援センター星ヶ峯	891-0102	星ヶ峯3丁目6番7号	099-203-0400
8	鹿児島市地域包括支援センター谷山中央	891-0141	谷山中央3丁目383番地18	099-263-6260
9	鹿児島市地域包括支援センター谷山南	891-0150	坂之上2丁目17番1号	099-297-5301
10	鹿児島市地域包括支援センター伊敷台	890-0007	伊敷台2丁目17番15号	099-218-8760
11	鹿児島市地域包括支援センター西伊敷	890-0002	西伊敷3丁目16番18号	099-295-4007
12	鹿児島市地域包括支援センター吉野	892-0871	吉野町3046番地	099-295-7301
12	鹿児島市地域包括支援センター緑ヶ丘	891-1274	緑ヶ丘町35番11号	099-295-9870
13	鹿児島市地域包括支援センター桜島	891-1415	桜島藤野町1456番地1 (桜島地区保健センター内)	099-245-2525
14	鹿児島市地域包括支援センター吉田	891-1303	本城町1687番地2(吉田福祉センター2階)	099-293-7655
15	鹿児島市地域包括支援センター郡山	891-1105	郡山町141番地 (郡山地区保健センター1階)	099-245-6601
16	鹿児島市地域包括支援センター松元	899-2703	上谷口町2883番地(松元支所3階)	099-278-7131
17	鹿児島市地域包括支援センター喜入	891-0203	喜入町7000番地(喜入支所2階)	099-343-5131

●居宅介護支援事業所

要介護1～5と認定された方 ※ケアプラン作成相談窓口

★印がついている事業所は、予防ケアプランの作成も行っている事業所

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
1	千年居宅介護支援事業所	890-0001	千年2丁目11番10号	099-208-9288
2	ら・千年 居宅介護支援事業所	890-0001	千年2丁目11番21号	099-220-7535
3	みのりん居宅介護支援事業所	890-0002	西伊敷3丁目1番4号	099-293-1745
4	居宅介護支援事業所 おとなりさん	890-0005	下伊敷2丁目1番3号	099-295-6810
5	介護福祉支援センターサポート	890-0005	下伊敷3丁目17番2号	099-295-6680
6	ケアプランナーFrom A	890-0007	伊敷台1丁目16番10号	099-800-7695
7	ナカノ居宅介護支援事業所	890-0008	伊敷3丁目14番8号	099-218-3313
8	まごころ相談支援センター	890-0008	伊敷4丁目10番1号	099-801-5561
9	介護支援センター ひまわり園	890-0008	伊敷5丁目4番17号	099-295-0795
10	介護支援センター ゆりかご	890-0008	伊敷5丁目18番1号	099-229-0180
11	春來ケアプランサービス	890-0013	城山1丁目3番3号	099-811-2258
12	ケアサポート草牟田	890-0014	草牟田1丁目5番1号2階	099-221-0133
13	いいだクリニック	890-0014	草牟田2丁目17番2号	099-222-1729
14	指定居宅介護支援センター 草牟田出会い坂	890-0014	草牟田2丁目19番21号	099-226-2557
15	社会医療法人緑泉会 米盛病院 居宅介護支援事業所	890-0014	草牟田2丁目29番32号	099-225-7256
16	米沢病院	890-0016	新照院町19番8号	099-226-9698
17	介護支援事業所 リンクコア	890-0021	小野3丁目6番12号	099-213-9590
18	指定居宅介護支援センター 高喜苑	890-0022	小野町2427番地2	099-283-4737
19	居宅介護支援事業所コンフォート	890-0031	武岡1丁目113番地30	099-230-7638

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
20	ケアプランあいりす	890-0031	武岡1丁目121番5号	0570-000-717
21	居宅介護支援事業所 西陵★	890-0032	西陵8丁目32番19号	099-282-8700
22	松恵園 居宅介護支援事業所	890-0033	西別府町1920番地	099-282-7455
23	ケアプランセンター ひなたの家	890-0034	田上5丁目2番17号 カーサ大和Ⅲ 203号室	099-204-0180
24	居宅介護支援事業所ふれんどみなみ	890-0034	田上8丁目15番3号	099-283-3310
25	とそ清風園居宅介護支援事業所	890-0036	田上台1丁目43番1号	099-210-5621
26	コープ介護支援センター鹿児島	890-0037	広木1丁目1番1号	099-286-1107
27	ケアプランセンターこころ	890-0038	向陽2丁目21番22号	099-204-0033
28	白石病院	890-0042	薬師1丁目11番11号	099-250-8996
29	ケアプランセンター オアシスケア薬師	890-0042	薬師1丁目20番21号	099-250-6500
30	アドナース鹿児島 居宅介護支援	890-0045	武2丁目15番16号	099-230-7236
31	林ケアサポート居宅介護支援事業所	890-0045	武2丁目47番7号	099-812-8581
32	まつしたケアサービス	890-0046	西田1丁目6番地23 アピタシオン松下2階	099-251-6100
33	支援センター わらい	890-0046	西田3丁目9番1号 NSビル2階	099-296-1082
34	居宅介護支援事業所 甲南	890-0051	高麗町8番25号	099-812-6148
35	居宅介護支援事業所 キラメキ	890-0054	荒田1丁目16番3号4階	099-203-0172
36	あおぞら介護ステーション 居宅介護支援事業所	890-0054	荒田1丁目56番14号	099-206-6630
37	かいごの相談所あらた	890-0054	荒田2丁目23番5号	099-297-4910
38	ヒューマンライフケア鹿児島	890-0054	荒田2丁目37番11号	099-812-2335
39	かいご相談 りこ	890-0054	荒田2丁目58番8号201号	070-1452-1518
40	居宅介護支援事業所 心和~kokoa~ 上荒田★	890-0055	上荒田町16番25号 301号	099-297-4335
41	ケアセンター鹿児島中央	890-0056	下荒田1丁目8番11号 松久保ビル2F	099-286-0702
42	居宅介護支援事業所 下荒田	890-0056	下荒田2丁目1番16号	099-284-0750
43	居宅介護支援事業所クレール下荒田	890-0056	下荒田2丁目7番2号	099-255-5582
44	介護支援事業所 はるかぜ	890-0056	下荒田2丁目39番1号	099-812-4305
45	シルバーケア鹿児島	890-0056	下荒田3丁目27番6号 1F	099-253-0335
46	居宅介護支援事業所 美都	890-0061	天保山町11番8号 6F	099-258-0808
47	ライフデザイン	890-0061	天保山町21番1号 朝日ビル4F	099-299-2155
48	アルテンハイム鹿児島 ケアマネジメントセンター	890-0062	与次郎1丁目4番18号	099-230-7820
49	グリーンケアプランステーション★	890-0063	鴨池1丁目8番21号1階	099-296-1886
50	介護プランセンター ミラクル★	890-0063	鴨池2丁目9番14号 シルキーワン鴨池202号	099-251-3995
51	ファルマコム株式会社介護支援事業所	890-0064	鴨池新町5番1号 鴨池ACアネックス1F	099-258-1314
52	ケアプランセンターさくらホス	890-0064	鴨池新町14番2号 七福神ビル1F	099-298-1724
53	在宅ケア相談センター さんあい	890-0065	郡元3丁目5番17号	099-252-2803
54	介護支援センター もも	890-0066	真砂町70番13号 2階	099-811-1639
55	介護相談センター 真砂本町	890-0067	真砂本町12番2号	099-253-1102
56	居宅介護支援事業所春うらら	890-0067	真砂本町20番19号	099-204-9417
57	ケアプラン相談センターかもいけ	890-0068	東郡元町12番3号	099-206-4777
58	医療法人仁智会 居宅介護支援事業所 和	890-0069	南郡元町2番2号 折田ビル102号室	099-297-6704
59	ケアプランセンター ゼロワン	890-0069	南郡元町6番16号4F	099-822-2120
60	南鹿児島さくら病院 居宅介護支援事業所	890-0069	南郡元町24番15号	099-214-2134
61	介護支援センター ダブル	890-0069	南郡元町25番6号	099-203-0332
62	介護相談センター宇宿・三愛	890-0073	宇宿1丁目41番14号	099-214-2300
63	プネウマ居宅介護支援事業所	890-0073	宇宿1丁目45番4号	090-9499-0277
64	やさしい手宇宿居宅介護支援事業所	890-0073	宇宿3丁目1番1号 カワイビル2階	050-1753-6389

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
65	ニチイケアセンター南鹿児島	890-0073	宇宿5丁目21番17号	099-275-9882
66	介護プランセンターすまいる	890-0073	宇宿7丁目6番18号 エスポワール101号	099-264-9407
67	ツクイ鹿児島宇宿ケアプランセンター	890-0073	宇宿8丁目13番22号	099-275-9787
68	居宅介護支援事業所 優音	890-0073	宇宿9丁目6番5号 5階	099-210-5198
69	ケアプラン相談センター 優	890-0082	紫原3丁目31番10号	099-296-7622
70	居宅介護支援センター七福神	890-0082	紫原5丁目20番18号	099-250-3729
71	医療法人 博昭会 ケアセンター T-ライフ	890-0082	紫原7丁目14番3号2F	099-213-7123
72	平和会居宅介護支援事業所	890-0082	紫原7丁目18番28号	099-298-1258
73	居宅介護支援事業所よいやんせ	891-0104	山田町326番地1-1F	099-821-3041
74	清谿園 居宅介護支援事業所★	891-0104	山田町3828番地	099-264-0012
75	居宅介護支援事業所 楽	891-0105	中山町1225番地1	099-204-7732
76	ライフケアプランセンター	891-0105	中山町1470番地1	099-296-8144
77	介護支援センターにじの郷たにやま	891-0105	中山町5028番地80	099-267-3977
78	居宅介護支援事業所 美顔	891-0108	中山2丁目15番31号	099-814-7821
79	指定居宅介護支援センター 愛と結の街	891-0111	小原町9番1号	099-267-6818
80	介護相談センターたにやま★	891-0113	東谷山2丁目1番10号	099-806-1511
81	居宅介護支援事業所 小松原	891-0114	小松原1丁目56番12号 105号	050-1809-3020
82	仁愛会居宅介護支援事業所	891-0122	南栄5丁目10番19号	099-210-0201
83	医療法人徳洲会 鹿児島徳洲会介護センター	891-0122	南栄5丁目10番51号	099-814-7275
84	介護相談センター たにやま南★	891-0133	平川町1382番地	099-210-5822
85	居宅介護支援事業所 谷山中央	891-0141	谷山中央1丁目63番8号	099-268-7030
86	三宅病院 居宅介護支援事業所	891-0141	谷山中央1丁目70番52号	099-260-9288
87	谷山緑地苑	891-0141	谷山中央2丁目702番地56	099-204-7300
88	医療法人千寿会 谷山ケアプランセンターひなたくらし	891-0141	谷山中央2丁目4119番地48 中井ビル2階	099-822-6770
89	医療法人徳洲会 光徳苑ケアプランセンター★	891-0141	谷山中央2丁目4515番地	099-210-0003
90	生協訪問看護ステーション・たにやま居宅	891-0141	谷山中央3丁目4582番地	099-284-9103
91	総合病院鹿児島生協病院	891-0141	谷山中央5丁目20番10号	099-267-1455
92	生協ケアプランセンター	891-0141	谷山中央5丁目20番10号	099-269-1103
93	居宅介護支援事業所 千々和	891-0144	下福元町1267番地	099-260-1400
94	美樹園居宅介護支援事業所	891-0144	下福元町1926番地6	099-267-6855
95	指定居宅介護支援事業所 トータルサポート慈遊館	891-0144	下福元町3703番地	099-263-3131
96	居宅介護支援事業所 桜の苑	891-0144	下福元町9057番地	099-284-6325
97	はっぴー園居宅介護支援センター	891-0144	下福元町9563番地	099-284-2888
98	合同会社ソーシャルワークスCC ケアプランセンター坂之上中央	891-0150	坂之上4丁目18番29号 坂之上中央ビル 201号	099-806-9385
99	居宅介護支援事業所 さかのうえ	891-0150	坂之上6丁目6番1号 101号	070-5562-9338
100	医療法人まこと会 ケアプランセンターなかま	891-0150	坂之上6丁目23番10号	099-284-2039
101	いきいきケアプランサービス	891-0151	光山2丁目1番61号	099-261-8013
102	介護相談センター かがサボ★	891-0151	光山2丁目3番56号	099-822-7887
103	鹿児島県看護協会 居宅介護支援事業所	891-0175	桜ヶ丘6丁目12番地	099-296-7224
104	きいれ浜田クリニック★	891-0203	喜入町6988番地1	099-345-1313
105	ニコニコ介護相談センターきいれ★	891-0203	喜入町7008番地11	099-345-3939
106	ぶれーす喜入介護相談センター	891-0203	喜入町8234番地1	099-345-2209
107	かごしま福祉研究会 居宅介護支援事業所★	891-0205	喜入前之浜町7853番地7	099-343-1117
108	愛泉園在宅介護支援センター 居宅介護支援事業所	891-1102	東俣町127番地1	099-298-8332

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
109	ライフパートナー悠暮里	891-1105	郡山町68番地	099-245-6110
110	丸山整形外科	891-1105	郡山町505番地3	099-298-3115
111	ひだまり居宅介護支援事業所	891-1202	西伊敷6丁目10番4号	099-248-7797
112	グリーンコープケアプランセンター鹿児島	891-1202	西伊敷7丁目13番14号	099-248-9323
113	居宅介護支援事業所 パールランド	891-1205	犬迫町2253番地	099-238-0301
114	ケアプラン小春日和	891-1205	犬迫町7288番地	099-801-2359
115	くすの木在宅介護支援センター	891-1205	犬迫町7771番地	099-238-0348
116	居宅介護支援事業所 花野光ヶ丘	891-1206	皆与志町622番地4	099-800-1370
117	松和会居宅介護支援センター	891-1206	皆与志町2261番地1	099-238-5580
118	居宅介護支援事業所 繋ぐ★	891-1275	川上町4128番地4	050-8894-3825
119	医療法人 碩済会 ケアプランセンター木蓮	891-1304	本名町472番地	099-246-9661
120	ケアプランセンターYU	891-1304	本名町499番地1 ラフォーレ翔A棟 201	090-9591-7379
121	寿康園 居宅介護支援事業所★	891-1304	本名町1233番地6	099-294-1160
122	サポートプランむれがおか	891-1306	牟礼岡1丁目21番5号	099-246-0662
123	居宅介護支援事業所 華	891-1306	牟礼岡2丁目1番8号	099-294-7179
124	居宅介護支援事業所 桜島苑	891-1419	桜島横山町1722番地45	099-293-4413
125	居宅介護支援センターラスト夢	892-0801	稲荷町9番24号	099-811-0488
126	ケアプランセンターホワイト	892-0804	春日町13番16号 2階	099-201-7110
127	ケアセンターかんまち	892-0805	大竜町7番3号	099-248-7166
128	スター倶楽部居宅介護支援事業所	892-0806	池之上町6番15号 税所ビル1階	099-248-9231
129	うえの内科 居宅介護支援事業所	892-0816	山下町8番3号 メディカルミュージビル山下町2階	090-6956-7691
130	居宅介護支援事業所おじゃったもんせ	892-0817	小川町11番8号 メゾン・ド・ポヌール1階	099-248-9510
131	介護相談センター北ふ頭三愛	892-0817	小川町18番11号	099-219-3812
132	ケアプランありがとう鹿児島支店	892-0822	泉町12番20号	099-813-7200
133	居宅介護支援事業所 あさひ	892-0822	泉町16番9号	099-226-9655
134	居宅介護支援事業所 架け橋	892-0823	住吉町2番3号 エクシード住吉101号	099-239-7311
135	指定居宅介護支援事業所 ウェルネスじあい	892-0824	堀江町17番1号	099-226-5207
136	居宅介護支援事業所ほたる	892-0834	南林寺町20番28号 スイートエリア南林寺1002号	099-202-3370
137	カクイックスウィング居宅介護支援事業所★	892-0846	加治屋町3番1号	099-216-3788
138	介護相談センター西千石	892-0847	西千石町8番13号	099-223-5423
139	居宅介護支援事業所 清滝	892-0847	西千石町13番30号	099-213-9875
140	指定居宅介護支援事業所 にこにこ	892-0848	平之町1番27号	099-219-5931
141	居宅介護支援センター道しるべ	892-0848	平之町9番33号 牧野ビル5階	099-210-7575
142	居宅介護支援事業所 みなみ風	892-0852	下竜尾町10番3号 1F	099-813-7307
143	城山苑 指定居宅介護支援事業所	892-0854	長田町32番1号	099-219-6036
144	城山の森居宅介護支援事業所	892-0854	長田町223番地	099-219-6311
145	居宅介護支援事業所さかもと園	892-0862	坂元町502番地	099-248-5103
146	居宅介護支援事業所下田苑	892-0862	坂元町1087番地1	099-210-7221
147	整形外科吉野台クリニック 指定居宅介護支援事業所おおぞら	892-0871	吉野町1486番地1	099-295-6632
148	ケアプランナー匠	892-0871	吉野町3073番地12 コアモール102号室	099-246-3371
149	あいる居宅介護支援事業所(かわもと記念クリニック)	892-0871	吉野町5400番地2	099-243-7787
150	睦園居宅介護支援事業所	892-0871	吉野町6077番地56	099-244-3584
151	介護プランセンター☆まえむ	892-0871	吉野町8740番地2	099-246-3170
152	三船病院	892-0871	吉野町10004番地1	099-247-3016
153	居宅介護支援センター 三船園	892-0871	吉野町10005番地4	099-247-6470
154	たんぼぼケアセンター	892-0873	下田町650番地1	099-297-6180
155	指定居宅介護支援事業所 さくらんぼ	892-0873	下田町1759番地	099-244-0111
156	ケアプランセンター にこ	892-0875	川上町3950番地	050-8884-6625

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
157	ツクイ鹿児島吉野(居宅)	892-0877	吉野1丁目23番8号	099-244-3115
158	ケアセンターよしの	892-0877	吉野2丁目17番15号	099-294-5151
159	居宅介護支援事業所 心と~kokoa~	892-0877	吉野2丁目19番26号	099-210-7335
160	木村外科内科居宅介護支援事業所	899-2701	石谷町2101番地7	099-278-5587
161	松元居宅介護支援事業所	899-2703	上谷口町3366番地5	099-278-4454

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム 七福神	890-0002	西伊敷3丁目14番3号	099-295-0729
2	特別養護老人ホーム ラ・コリーヌ伊敷台	890-0007	伊敷台1丁目14番1号	099-220-3377
3	特別養護老人ホーム オアシスケア城西	890-0023	永吉2丁目37番14号	099-294-9797
4	特別養護老人ホーム 武岡ピュアハウス	890-0031	武岡1丁目121番9号	099-814-7222
5	特別養護老人ホーム 高喜苑	890-0031	武岡5丁目51番10号	099-284-8250
6	松恵園	890-0033	西別府町1920番地	099-282-7520
7	特別養護老人ホーム とそ清風園	890-0036	田上台1丁目43番1号	099-286-6363
8	特別養護老人ホーム とそ清風園(カトレア)※	890-0036	田上台1丁目43番1号	099-286-6363
9	介護老人福祉施設 アルテンハイム鹿児島	890-0062	与次郎1丁目4番18号	099-230-7777
10	特別養護老人ホーム花水木	890-0065	郡元3丁目4番15号	099-812-6095
11	特別養護老人ホーム かもいけ	890-0068	東郡元町11番6号	099-814-7716
12	特別養護老人ホーム うすきの里	890-0073	宇宿2丁目16番2号	099-255-3333
13	特別養護老人ホーム シルクロード七福神	890-0082	紫原5丁目13番18号	099-256-2729
14	特別養護老人ホームあけぼの	891-0104	山田町2021番地	099-201-1050
15	特別養護老人ホームふれあいの街ねむの里	891-0104	山田町2405番地1	099-275-7160
16	清谿園	891-0104	山田町3828番地	099-264-0001
17	にじの郷たにやま	891-0105	中山町5028番地80	099-267-3977
18	特別養護老人ホームにじの郷たにやま(ユニット型)	891-0105	中山町5028番地80	099-267-3977
19	グランパソ	891-0108	中山2丁目13番15号	099-210-1003
20	特別養護老人ホーム 西谷山わかくさの郷(ユニット型)	891-0116	上福元町7048番地1	099-263-5501
21	旭ヶ丘園	891-0133	平川町1382番地	099-262-2222
22	旭ヶ丘園(ユニット型)	891-0133	平川町1382番地	099-262-2222
23	錦江園	891-0133	平川町2530番地1	099-261-2789
24	特別養護老人ホーム みやび	891-0141	谷山中央1丁目61番35号	099-263-3000
25	谷山緑地苑	891-0141	谷山中央2丁目702番地56	099-204-7300
26	特別養護老人ホーム たにやまの里	891-0141	谷山中央4丁目4817番地3	099-268-3333
27	特別養護老人ホーム愛心苑	891-0143	和田3丁目40番1号	099-210-1500
28	特別養護老人ホーム美樹園	891-0144	下福元町1926番地6	099-267-2252
29	特別養護老人ホーム・はっぴー園	891-0144	下福元町9563番地	099-262-3700
30	特別養護老人ホーム慈眼寺園	891-0145	錦江台1丁目20番20号	099-263-0055
31	特別養護老人ホームびわやまの里※	891-0203	喜入町6987番地	099-202-0080
32	喜入の里	891-0205	喜入前之浜町7788番地	099-343-1168
33	喜入の里(ユニット型)	891-0205	喜入前之浜町7788番地	099-343-1168
34	愛泉園	891-1103	川田町1090番地	099-298-8153
35	特別養護老人ホーム ひまわり園	891-1205	犬迫町5407番地2	099-238-2140
36	くすの木グリーンハイツ	891-1205	犬迫町7771番地	099-238-0346
37	特別養護老人ホーム 泰山荘	891-1206	皆与志町2261番地1	099-238-5560
38	特別養護老人ホーム 泰山荘(地域密着型)※	891-1206	皆与志町2261番地1	099-238-5560
39	寿康園	891-1304	本名町234番地	099-294-2510
40	小規模特別養護老人ホーム寿康園※	891-1304	本名町2196番地1	099-293-7007
41	桜島苑	891-1419	桜島横山町1722番地45	099-293-2800

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
42	特別養護老人ホーム オアシスケア清水	892-0801	稲荷町17番35号	099-248-8522
43	特別養護老人ホーム 花時計	892-0846	加治屋町16番6号	099-294-9456
44	城山苑	892-0854	長田町32番1号	099-219-6030
45	地域密着型特別養護老人ホーム城山苑※	892-0854	長田町32番1号	099-219-6030
46	特別養護老人ホーム城山苑別館	892-0854	長田町37番23号	099-813-7145
47	さかもと園	892-0862	坂元町502番地	099-248-5100
48	特別養護老人ホーム 睦園	892-0871	吉野町6077番地56	099-244-5588
49	特別養護老人ホーム 三船園	892-0871	吉野町10005番地4	099-247-6470
50	ケアガーデンてらやま	892-0871	吉野町10877番地18	099-295-5005
51	特別養護老人ホーム ケアガーデンてらやま(ユニット型)※	892-0871	吉野町10877番地18	099-295-5005
52	特別養護老人ホーム下田苑	892-0873	下田町353番地	099-294-0233
53	地域密着型特別養護老人ホーム下田苑※	892-0873	下田町353番地	099-294-0233
54	介護老人福祉施設 慶寿苑	892-0875	川上町46番地	099-295-7171
55	ひだまりの里	892-0875	川上町1041番地1	099-243-2366
56	特別養護老人ホーム 健生苑	899-2701	石谷町3523番地	099-278-2720

※は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●介護老人保健施設(老人保健施設)

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
1	スイートケアなかよし	890-0005	下伊敷1丁目1番5号	099-223-3390
2	城山老健施設	890-0014	草牟田1丁目4番10号	099-225-3582
3	まろにえ老人保健施設	890-0014	草牟田2丁目26番45号	099-226-3270
4	介護老人保健施設 ナーシングホーム田上苑	890-0032	西陵6丁目21番18号	099-283-0120
5	ユニット型介護老人保健施設 ナーシングホーム田上苑	890-0032	西陵6丁目21番18号	099-283-0120
6	城西ナーシングホーム	890-0046	西田1丁目16番地1	099-258-9180
7	ひまわり	890-0067	真砂本町3番81号	099-285-2211
8	鴨池慈風苑	890-0068	東郡元町11番6号	099-252-8291
9	フレンドホーム	891-0104	山田町450番地	099-260-6000
10	介護老人保健施設 愛と結の街	891-0111	小原町8番3号	099-260-6060
11	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 光徳苑	891-0141	谷山中央2丁目4515番地	099-260-9777
12	老人保健施設 サンシャインきいれ	891-0205	喜入前之浜町7808番地1	099-343-1176
13	吉田ナーシングホーム	891-1304	本名町472番地	099-294-4561
14	あさひ	892-0822	泉町8番2号	099-225-8660
15	西千石	892-0847	西千石町8番13号	099-223-3300
16	ナーシングホーム城山の森	892-0854	長田町223番地	099-219-1122
17	ろうけん青空	892-0871	吉野町6040番地7	0570-00-4330
18	さくらんぼ	892-0873	下田町1759番地	099-244-8811
19	サテライトろうけん青空	892-0877	吉野3丁目5番8号	0570-00-4330

●介護医療院

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
1	富永内科介護医療院	890-0002	西伊敷4丁目7番4号	099-229-2323
2	野上病院介護医療院	891-0114	小松原1丁目4番1号	099-268-4185
3	川島病院介護医療院	891-0141	谷山中央1丁目15番1号	099-800-8800
4	吉田記念病院介護医療院	891-1304	本名町470番地	099-294-2161
5	桜島病院介護医療院	891-1541	野尻町59番地	099-221-2031
6	済生会かごしま介護医療院	892-0834	南林寺町1番11号	099-223-0101
7	西田橋介護医療院	892-0848	平之町1番17号	099-813-7531

●小規模多機能型居宅介護事業所

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
1	千年小規模多機能型居宅介護事業所	890-0001	千年2丁目11番12号 2階	099-294-9186
2	小規模多機能ホーム ひとまとわり	890-0008	伊敷5丁目4番17号	099-295-0792
3	小規模 葉師	890-0026	原良4丁目27番1号	099-252-2200
4	小規模多機能ホームほのぼの	890-0034	田上6丁目22番41号	099-250-4100
5	小規模多機能ホーム 城西	890-0042	葉師2丁目6番16号	099-255-8079
6	小規模多機能ホーム アルテンハイム鹿児島	890-0062	与次郎1丁目4番18号	099-230-7777
7	小規模多機能ホーム せせらぎ	890-0067	真砂本町4番7号	099-254-6407
8	小規模多機能ホームショコラながかり	890-0073	宇宿9丁目9番13号	099-802-4834
9	小規模多機能ホーム 誠花	891-0102	星ヶ峯1丁目17番2号	099-230-7781
10	小規模多機能ホーム にじの郷たにやま	891-0105	中山町5028番地78	099-813-8140
11	小規模多機能ホームおあしす南谷山	891-0114	小松原2丁目23番30号	099-267-6611
12	メディカル多機能ホーム タートル	891-0115	東開町3番地163	099-284-5860
13	小規模多機能型居宅介護 晴れ晴れホーム	891-0141	谷山中央1丁目69番1号	099-268-4019
14	小規模多機能ホーム ひだまり	891-0144	下福元町7505番地2	099-210-8552
15	小規模多機能ホーム結の里悠暮里	891-1104	油須木町629番地	099-245-6900
16	小規模多機能ホーム 悠暮里倶楽部	891-1105	郡山町68番地	099-245-6036
17	小規模多機能ホーム鹿児島吉田の郷	891-1305	宮之浦町3915番地	099-294-1313
18	小規模多機能ホーム エデンの丘	892-0862	坂元町161番地4	099-247-8880
19	小規模多機能ホームひばり	892-0871	吉野町2042番地	099-243-2341
20	小規模多機能ホームすばる	892-0877	吉野3丁目9番2号	099-295-3270
21	小規模多機能ホーム ドリームヒルきむら	899-2701	石谷町2100番地4	099-278-5586
22	小規模多機能ホームさくら	899-2702	福山町958番地1	099-278-0550
23	小規模多機能型居宅介護 タンポポ福祉館	899-2704	春山町1799番地5	099-278-7250

●看護小規模多機能型居宅介護事業所

番号	指定事業所	郵便番号	所在地	電話番号
1	かんたきウェルカム	890-0002	西伊敷1丁目29番5号	099-293-1232
2	ナカノ看護小規模多機能型居宅介護事業所	890-0008	伊敷3丁目14番8号	099-228-2888
3	キラメキテラス看護 小規模多機能型居宅介護 麗	890-0051	高麗町22番16号	099-230-7122
4	看護小規模多機能型居宅介護事業所 みま森	890-0063	鴨池1丁目64番6号	099-204-4107
5	看護小規模多機能型居宅介護ホーム サンテラス2	890-0067	真砂本町3番33号	099-812-8129
6	看護小規模多機能型居宅介護ホーム サンテラス	890-0073	宇宿5丁目3番12号	099-275-7173
7	看護小規模多機能事業所フォーピース紫原	890-0082	紫原7丁目18番29号	099-814-2027
8	看護小規模多機能ホーム 和心	891-0105	中山町1470番地1	099-296-9018
9	看護小規模多機能ホーム 和だち	891-0113	東谷山6丁目35番4号	099-202-3366
10	看多機ホーム きずなの里一倉	891-0204	喜入一倉町5243番地	099-343-5506
11	看護小規模多機能型居宅介護 まごころ照国	892-0841	照国町7番17号	099-813-7260
12	看多機かえりえ高見馬場	892-0846	加治屋町13番11号	050-1743-8992
13	看護小規模多機能型居宅介護事業所みなみ風	892-0852	下竜尾町10番3号	099-813-7328
14	看護小規模多機能 ついまでおつとめのあるホーム	892-0877	吉野2丁目38番13号	099-248-7358